

3 - 3 基本構想策定フロー

阪急南茨木駅周辺を重点整備地区とした基本構想を策定するにあたり、本市では、住民の福祉を増進する主体として、高齢者・身体障害者等の意見を十分に聴取するため、本市および高齢者・身体障害者等の当事者と、基本構想に則りバリアフリー化のための事業を行う主体となる事業者(関係者)からなる「阪急南茨木駅交通バリアフリー基本構想策定推進協議会」を立ち上げ、当該協議会における議論および決定事項を中心に構想の策定に取りかかるものとした。

表 3-3-1 阪急南茨木駅交通バリアフリー基本構想策定推進協議会の構成メンバー

区分	団体名・会社名等
当事者	茨木市身体障害者福祉協会 茨木市老人クラブ連合会
事業者	阪急電鉄株式会社 大阪高速鉄道株式会社 大阪府茨木土木事務所 大阪府茨木警察署
茨木市	健康福祉部 障害福祉課 高齡福祉課 都市整備部 都市計画課 建築指導課 教育委員会 学校教育部 学校人権教育課 建設部 建設管理課 道路交通課(座長・事務局)

なお、協議会の立ち上げから基本構想策定に至るまでの過程は図 3-3-1 に示すとおりであり、また、協議会の位置付けを資料 3-3-1 に整理した。

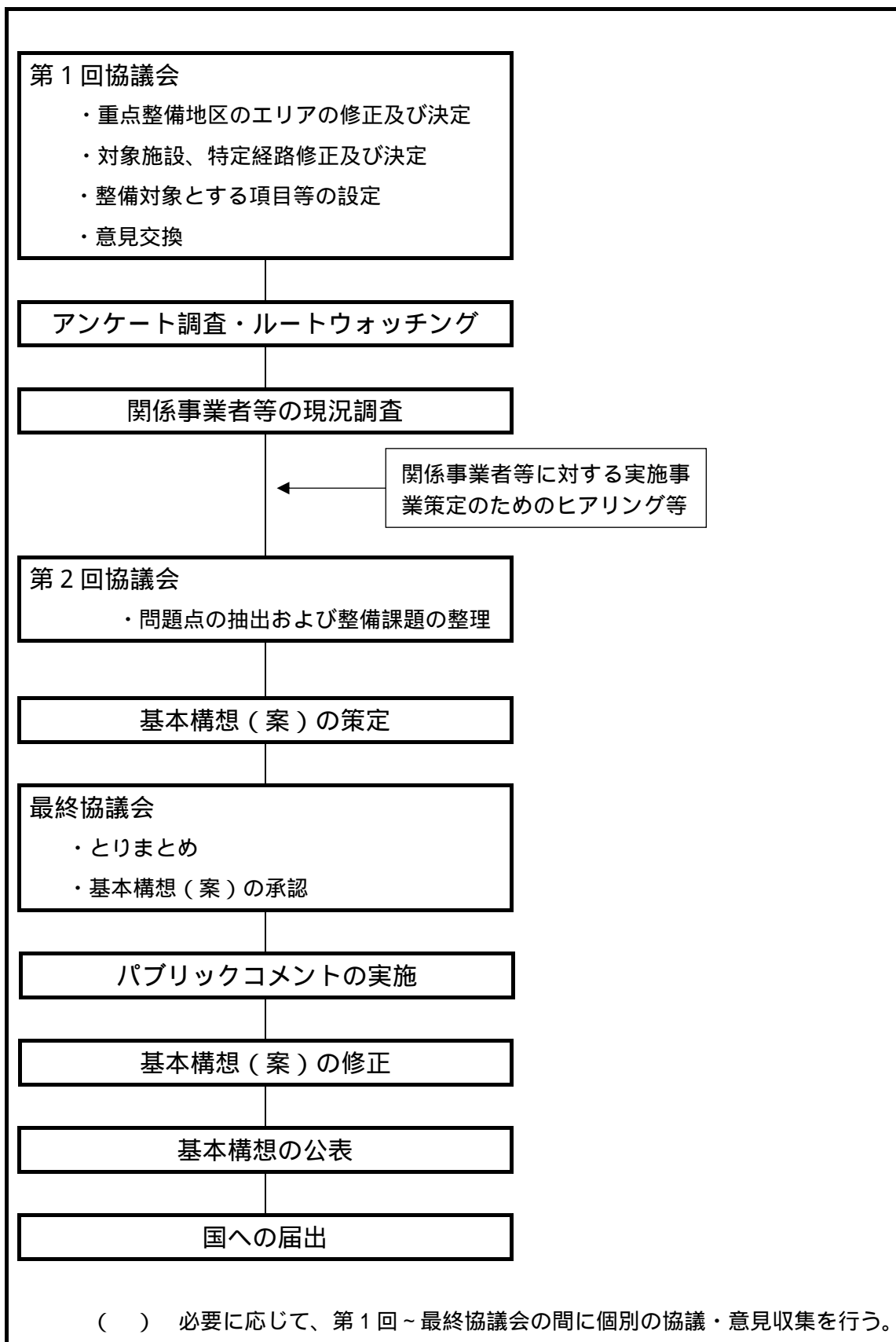


図 3-3-1 基本構想策定フロー

資料 3-3-1 阪急南茨木駅交通バリアフリー基本構想推進協議会の位置付け

交通バリアフリー法（平成 12 年 11 月 15 日施行）
 （目的） 高齢者・身障者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進すること。
 （概要） 交通事業者等が、旅客施設の新設・大改良及び車両等の新規導入に際して、移動円滑化基準へ適合させなければならない。
 鉄道駅の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に即して、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリーを進める制度を導入する。

基本方針（平成 12 年 11 月 15 日策定）
 バリアフリー化の目標や交通事業者等が講ずべき措置、市町村が作成する基本構想の指針、バリアフリー化のために国及び地方公共団体が講ずべき措置等を示したものを。

移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

- ・ 新設の旅客施設、車両についての義務
- ・ 既設の旅客施設、車両についての努力義務

重点整備地区¹⁾における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

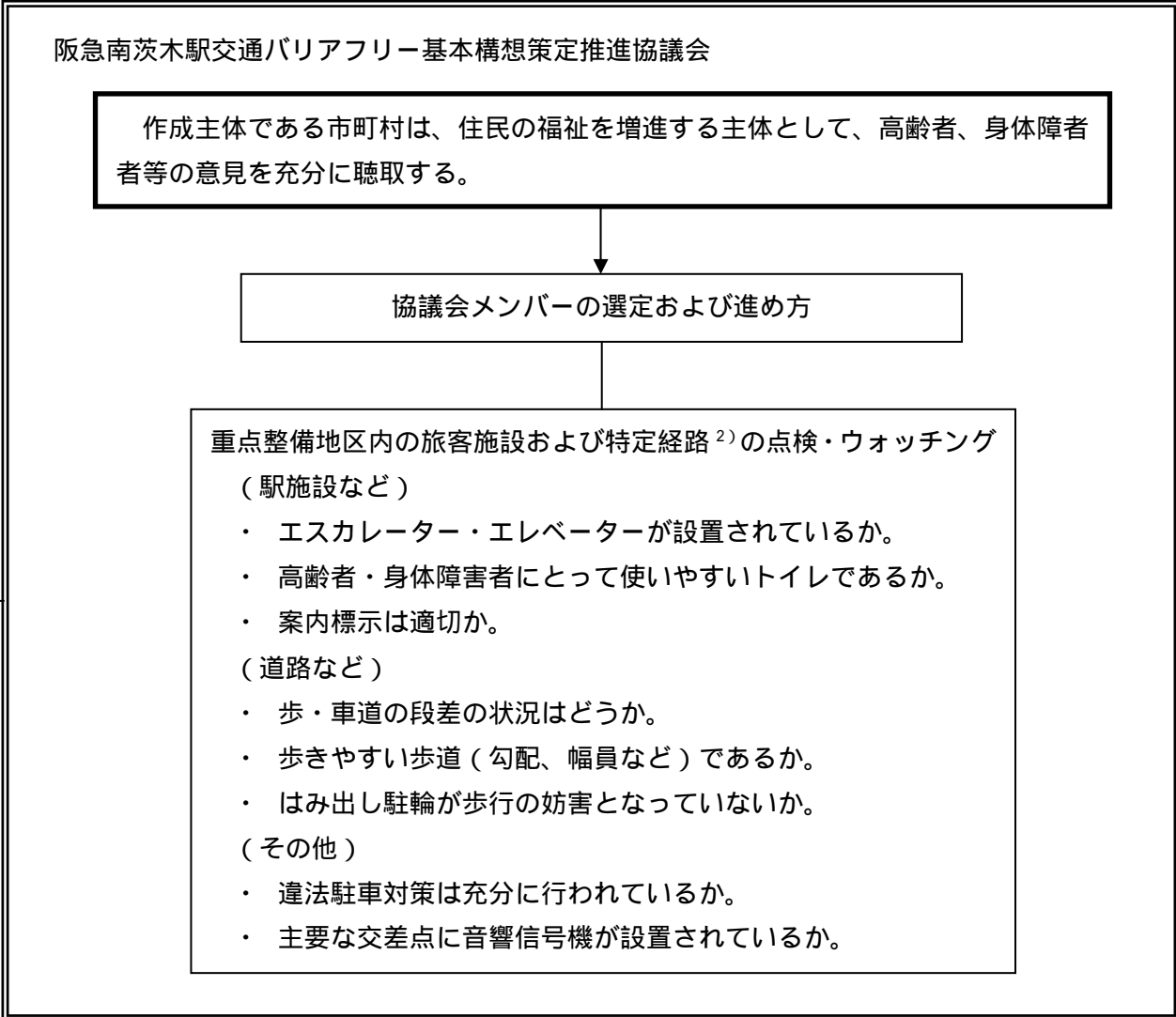
市町村は、重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができる。

【基本構想に掲げる内容】

- ・ 重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針
- ・ 重点整備地区の位置及び区域
- ・ 移動円滑化のために実施すべき特定事業等

関係者（特定事業者等）が、基本構想に即した事業について計画を作成し、事業を実施する。

特定事業の種類	主たる事業者	事業の具体的内容
公共交通特定事業	鉄道会社等の公共交通事業者	・ 特定旅客施設（駅など）におけるエレベーター、エスカレーター等の整備
道路特定事業	国、都道府県、市町村などの道路管理者	・ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等の設置 ・ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善等
交通安全特定事業	都道府県公安委員会	・ 信号機、道路標識又は道路標示の設置 ・ 違法駐車防止のための事業



1) 重点整備地区：次の を満たす地区とする。
 相当数の旅客が利用する駅等の特定旅客施設を中心とした地区。
 特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設、その他の施設を含む地区。

2) 特定経路：重点整備地区内において「該当特定旅客施設と高齢者や身体障害者が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設との間の経路」として定めるものである。